

小城市立小城中学校

部活動に係る活動方針



平成31年4月

1 はじめに～部活動の学校教育における位置づけ～

(1) 学校教育の一環としての部活動

学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが示されている。このことから部活動は教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組をしていく必要がある。

(2) 部活動の意義と効果

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われる活動である。

イ 学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が大きい。

ウ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資することから、中学生の「生きる力」を育む大きな原動力ともなっている。

エ 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツや文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや文化、科学等の創造や発見の喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや芸術文化と豊かに関わる、資質や能力を育てることができる。

オ 部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

2 本校の部活動運営

(1) 校長の役割

ア 校長は、小城市教育委員会が示す「小城市立中学校に係る部活動の方針」に則り、「小城中学校部活動に係る活動方針」を策定する。方針は毎年度末に見直しを行う。

イ 校長は、「小城中学校部活動に係る活動方針」及び各部活動の「年間の活動計画」を公表する。

ウ 校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教師の数、指導体制を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置する。

エ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、指導体制を勘案した上で行う。

オ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、外部人材を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。

- カ 校長は、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び外部指導者等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化活動等を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ク 校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。
- ・土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう考慮する。
 - ・小城中学校においては、県大会規模の大会については年4回程度の参加を目安とする。
- ケ 校長は、単一の学校では競技等として成立する人数に満たない場合には、複数校で編成する合同チームの設置等を検討するなど、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置等に努める。
- コ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・文化環境の充実を支援するパートナーという考え方の中で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。
- サ 校長及び部活動顧問は、部活動の実施にあたっては、スポーツ庁及び県が作成したガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対策を講じるとともに、冬季の部活動における寒冷時の対応についても気象庁の注意情報や環境省予防情報サイト等に応じて、活動時間の変更、または、中止等も視野に入れて柔軟に対応する。
- シ 校長は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないようにする。
- その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

(2) 顧問の役割

- ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- イ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。
- ウ 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく（ボトムアップ理論）に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- エ 部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。
- オ 部活動顧問は学級担任・教科担任等との連携を図り、知徳体のバランスのとれた生徒の育成に努める。

(3) 年間の日程

- 4月上旬 全職員で「小城市立中学校に係る部活動の方針」と本校の「小城中学校の部活動に係る活動方針」を確認する
顧問は年間の活動計画を作成する。
ホームページにおいて「小城中学校の部活動に係る活動方針」と「年間の活動計画」を公表する（毎年4月更新）。
- 4月下旬 「小城中学校の部活動に係る活動方針」を保護者へ説明する（PTA総会等で実施する）。
- 5月中旬 「小城中学校の部活動に係る活動方針」を部活動保護者会会長会で各部活動保護者会会長に周知する。
- 3月中旬 全職員で今年度の活動を振り返り、次年度の方針に反映させる。

(4) 休養日

- ア 第3日曜日は県下一斉部活動休養日とする
- イ 学期中の1ヶ月間は土曜日、日曜日で4日（第3日曜日含む）、平日4日計8日以上部活動休養日を設ける。
- ウ 学期中の平日は2時間、土日及び休日は3時間を活動時間の目安とする。
- エ 長期休業中や祝日等の活動は学期中に準じて適切に行う。
- ※ ア～エを原則とするが、やむを得ず、大会等のため土曜日、日曜日の両日に活動する必要があると校長が判断した場合、3時間程度の活動時間は0.5日の休養と考え、2日間で1日の休養日とする。
- オ その他、原則休養日とする日は以下のとおり
- ・ 中間テスト 3日前～テスト終了前日
 - ・ 期末テスト 5日前～テスト終了前日
 - ・ 町民運動会 10月体育の日の前の日曜日
 - ・ 学校閉庁日 8月13日～15日、12月29日～1月3日

(5) 部活動終了時刻（完全下校時刻）

ア 平日

4月 18:20 (18:35)

5月 18:40 (18:55)

6月 18:50 (19:05)

7月 19:00 (19:15)

(夏期休業中 各部で別途計画)

9月 前半18:20 (18:35) 後半 18:00 (18:15)

10月 前半17:50 (18:05) 後半 17:30 (17:45)

11月 17:10 (17:25)

12月 17:00 (17:15)

1月 前半17:15 (17:30) 後半 17:30 (17:45)

2月 前半17:30 (17:45) 後半 17:45 (18:00)

3月 18:05 (18:20)

イ 土曜授業の日、学期始め、学期末など授業が概ね午前中で終わる日
15:45 (16:00)

ウ 週休日及び長期休業日

各部活動で終了時刻（完全下校時刻）を設定する。

(6) その他

入退部、仮入部、部室の使用など詳細については「部活動規定」で定め、生徒・保護者に周知する。